

## 参 考 資 料

- 1 傷病等級表 . . . . . P 1
- 2 障害等級表 . . . . . P 2
- 3 補償と福祉事業の関係 . . . . . P 8
- 4 人体図 . . . . . P 10



## 1 傷病等級表

部 位	第1級 年金313日	第2級 年金277日	第3級 年金245日
眼	(1) 両眼が失明しているもの	(1) 両眼の視力が0.02以下になっているもの	(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になっているもの
口	(2) そしゃく及び言語の機能を廃しているもの		(2) そしゃく又は言語の機能を廃しているもの
神経系統の機能又は精神	(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの	(2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの	(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
胸腹部臓器	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの	(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
上肢	(5) 両上肢を肘関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃しているもの	(4) 両上肢を手関節以上で失ったもの	(5) 両手の手指の全部を失ったもの
下肢	(7) 両下肢を膝関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃しているもの	(5) 両下肢を足関節以上で失ったもの	
その他	(9) 第1級の(1)から(8)までに定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの	(6) 第2級の(1)から(5)までに定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの	(6) 第3級の(3)及び(4)に定めるもののほか、常に労務に服することができないものその他(1)から(5)までに定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

## 2 障害等級表

	眼			
	眼球（両目）			
	視力障害	調節機能障害	運動障害	視野障害
第1級 年金313日	(1) 両眼が失明したもの			
第2級 年金277日	(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの (2) 両眼の視力が0.02以下になったもの			
第3級 年金245日	(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの			
第4級 年金213日	(1) 両眼の視力が0.06以下になったもの			
第5級 年金184日	(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの			
第6級 年金156日	(1) 両眼の視力が0.1以下になったもの			
第7級 年金131日	(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの			
第8級 一時金503日	(1) 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの			
第9級 一時金391日	(1) 両眼の視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の視力が0.06以下になったもの			(3) 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの
第10級 一時金302日	(1) 1眼の視力が0.1以下になったもの		(2) 正面視で複視を残すもの	
第11級 一時金223日		(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの	(1) 両眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	
第12級 一時金156日		(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの	(1) 1眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	
第13級 一時金101日	(1) 1眼の視力が0.6以下になったもの		(2) 正面視以外で複視を残すもの	(3) 1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの
第14級 一時金56日				
系列番号	1	2	3	4

[注] ( ) 内の数字は地公災法別表に定める障害等級ごとの号数を表します。

	まぶた（右又は左）		耳	
	欠損障害	運動障害	内耳等（両耳）	内かく（右又は左）
			聴力障害	欠損障害
第1級 年金313日				
第2級 年金277日				
第3級 年金245日				
第4級 年金213日			(3) 両耳の聴力を全く失ったもの	
第5級 年金184日				
第6級 年金156日			(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
第7級 年金131日			(2) 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
第8級 一時金503日				
第9級 一時金391日	(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの		(7) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの	
第10級 一時金302日			(5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	
第11級 一時金223日	(3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	(5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
第12級 一時金156日		(2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの		(4) 1耳の耳かくの大部分を欠損したものの
第13級 一時金101日	(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの			
第14級 一時金56日	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの		(3) 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	
系列番号	5又は6	5又は6	7	8又は9

[注] [ ] 内は障害等級表上組み合わせにより等級がさだめられているものである。

	鼻	口		神経系統の機能又は精神
	欠損及び機能障害	そしゃく及び言語機能障害	歯牙障害	神経系統の機能又は精神の障害
第1級 年金313日		(2) そしゃく及び言語の機能を廃したものの		(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
第2級 年金277日				(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
第3級 年金245日		(2) そしゃく又は言語の機能を廃したものの		(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
第4級 年金213日		(2) そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの		
第5級 年金184日				(2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
第6級 年金156日		(2) そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの		
第7級 年金131日				(4) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
第8級 一時金503日				
第9級 一時金391日	(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	(6) そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの		(10) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの
第10級 一時金302日		(3) そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの	(4) 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	
第11級 一時金223日			(4) 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	
第12級 一時金156日			(3) 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	(13) 局部にがん固な神経症状を残すもの
第13級 一時金101日			(5) 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	
第14級 一時金56日			(2) 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	(9) 局部に神経症状を残すもの
系列番号	10	11	12	13

[注] ( ) 内の数字は地公災法別表に定める障害等級ごとの号数を表します。

	頭部、顔面、頸部	胸腹部臓器 (外生殖器を含む。)	体 幹		
			せ き 柱		その他の体幹骨
			変形又は 運動障害		変 形 障 害 (鎖骨、胸骨、ろっ骨、 肩こう骨又は骨盤骨)
第1級 年金313日		(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの			
第2級 年金277日		(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの			
第3級 年金245日		(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの			
第4級					
第5級 年金184日		(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの			
第6級 年金156日			(5) せき柱に著しい変形を残すもの	(5) せき柱に著しい運動障害を残すもの	
第7級 年金131日	(12) 外貌に著しい醜状を残すもの	(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (13) 両側のこう丸を失ったもの			
第8級 一時金503日				(2) せき柱に運動障害を残すもの	
第9級 一時金391日	(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの	(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (16) 生殖器に著しい障害を残すもの			
第10級					
第11級 一時金223日		(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	(7) せき柱に変形を残すもの		
第12級 一時金156日	(14) 外貌に醜状を残すもの				(5) 鎖骨、胸骨、ろっ骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの
第13級 一時金101日		(6) 胸腹部臓器に障害を残すもの			
第14級 一時金56日					
系列番号	14	15	16		17

[注] ( ) 内の数字は地公災法別表に定める障害等級ごとの号数を表します。

	上肢					
	上肢（右又は左）			手指（右又は左）		
	欠損又は機能障害		変形障害 (上腕骨又は前腕骨)	醜状障害	欠損又は機能障害	
第1級 年金313日	(5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの	(6) 両上肢の用を全廃したもの				
第2級 年金277日	(5) 両上肢を手関節以上で失ったもの					
第3級 年金245日					(5) 両手の手指の全部を失ったもの	
第4級 年金213日	(4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの					(6) 両手の手指の全部の用を廃したもの
第5級 年金184日	(4) 1上肢を手関節以上で失ったもの	(6) 1上肢の用を全廃したもの				
第6級 年金156日		(6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの			(8) 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの	
第7級 年金131日			(9) 1上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの		(6) 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの	(7) 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの
第8級 一時金503日		(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	(8) 1上肢に偽関節を残すもの		(3) 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの	(4) 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの
第9級 一時金391日					(12) 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの	(13) 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの
第10級 一時金302日		(10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの				(7) 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの
第11級 一時金223日					(8) 1手の示指、中指又は環指を失ったもの	
第12級 一時金156日		(6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	(8) 長管骨に変形を残すもの		(9) 1手の小指を失ったもの	(10) 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの
第13級 一時金101日					(8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの	(7) 1手の小指の用を廃したもの
第14級 一時金56日				(4) 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの	(6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの	(7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの
系列番号	18又は21		19又は22	20又は23	24又は25	

注：〔 〕内は障害等級表上組合せにより等級が定められているものである。

	下肢					
	下肢 (右又は左)				足指 (右又は左)	
	欠損又は機能障害	変形障害 (大腿骨又は下腿骨)	短縮障害	醜状障害	欠損又は機能障害	
第1級 年金313日	(7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの	(8) 両下肢の用を全廃したもの				
第2級 年金277日	(6) 両下肢を足関節以上で失ったもの					
第3級						
第4級 年金213日	(5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの					
第5級 年金184日	(5) 1下肢を足関節以上で失ったもの	(7) 1下肢の用を全廃したもの			(8) 両足の足指の全部を失ったもの	
第6級 年金156日		(7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの				
第7級 年金131日	(8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの		(10) 1下肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの			(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの
第8級 一時金 503日		(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	(9) 1下肢に偽関節を残すもの	(5) 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの	(10) 1足の足指の全部を失ったもの	
第9級 一時金 391日					(14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの	(15) 1足の足指の全部の用を廃したもの
第10級 一時金 302日		(11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの		(8) 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの	(9) 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの	
第11級 一時金 223日						(9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの
第12級 一時金 156日		(7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	(8) 長管骨に変形を残すもの		(11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの	(12) 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの
第13級 一時金 101日				(9) 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの	(10) 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの	(11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの
第14級 一時金 56日					(5) 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの	(8) 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの
系列番号	26又は30		27又は31	28又は32	29又は33	34又は35

注：〔 〕内は障害等級表上組合せにより等級が定められているものである。

3 補償と福祉事業の関係

W：平均給与額

補償	<p><b>休業補償</b></p> <p>○勤務することができない場合で給与を受けないとき W×60/100</p> <p>○勤務することができない場合で給与がW×60/100に満たないとき W×60/100 - 給与</p> <p>○所定の勤務時間の一部につき勤務できない場合で給与がWに満たないとき (W - 給与) × 60/100</p>		<p><b>傷病補償年金</b></p> <p>1年6か月経過後も治ゆせず、傷病等級に該当する場合（休業補償と併給せず）</p> <table border="1"> <tr> <th>傷病等級</th> <th>年金額</th> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>W×313(86%)</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>277(76%)</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>245(67%)</td> </tr> </table>		傷病等級	年金額	1級	W×313(86%)	2級	277(76%)	3級	245(67%)	<p><b>障害補償</b></p> <p>治ゆ後、残存障害がある場合</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">〔年金〕</th> <th colspan="2">〔一時金〕</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(障害等級1級～7級)</th> <th colspan="2">(障害等級8級～14級)</th> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>W×313</td> <td>8級</td> <td>W×503</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>277</td> <td>9級</td> <td>391</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>245</td> <td>10級</td> <td>302</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>213</td> <td>11級</td> <td>223</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>184</td> <td>12級</td> <td>156</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>156</td> <td>13級</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>131</td> <td>14級</td> <td>56</td> </tr> </table>		〔年金〕		〔一時金〕		(障害等級1級～7級)		(障害等級8級～14級)		1級	W×313	8級	W×503	2級	277	9級	391	3級	245	10級	302	4級	213	11級	223	5級	184	12級	156	6級	156	13級	101	7級	131	14級	56															
	傷病等級	年金額																																																															
1級	W×313(86%)																																																																
2級	277(76%)																																																																
3級	245(67%)																																																																
〔年金〕		〔一時金〕																																																															
(障害等級1級～7級)		(障害等級8級～14級)																																																															
1級	W×313	8級	W×503																																																														
2級	277	9級	391																																																														
3級	245	10級	302																																																														
4級	213	11級	223																																																														
5級	184	12級	156																																																														
6級	156	13級	101																																																														
7級	131	14級	56																																																														
		<p><b>障害補償年金前払一時金</b></p> <p>上限額の範囲内で、上限額又は年金受給権者が選択した額</p> <table border="1"> <tr> <td>W×1,200日分</td> </tr> <tr> <td>×1,000日分</td> </tr> <tr> <td>×800日分</td> </tr> <tr> <td>×600日分</td> </tr> <tr> <td>×400日分</td> </tr> <tr> <td>×200日分</td> </tr> </table> <p>(上限額)</p> <table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>W×1,340</td> <td>4級</td> <td>W×920</td> <td>7級</td> <td>W×560</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>1,190</td> <td>5級</td> <td>790</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>1,050</td> <td>6級</td> <td>670</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				W×1,200日分	×1,000日分	×800日分	×600日分	×400日分	×200日分	1級	W×1,340	4級	W×920	7級	W×560	2級	1,190	5級	790			3級	1,050	6級	670																																						
W×1,200日分																																																																	
×1,000日分																																																																	
×800日分																																																																	
×600日分																																																																	
×400日分																																																																	
×200日分																																																																	
1級	W×1,340	4級	W×920	7級	W×560																																																												
2級	1,190	5級	790																																																														
3級	1,050	6級	670																																																														
福祉事業	給付金(期末手当等反映)	<p><b>休業援護金</b></p> <p>(対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休業補償を受ける者</li> <li>・勤務時間の全部にわたって勤務できない場合で、給与がWの60/100以上80/100未満の者</li> </ul> <p>(支給額)</p> <p>①所定の勤務時間の一部について勤務できない場合 (W - 給与) × 20/100</p> <p>②所定の勤務時間の全部について勤務できない場合で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・W×60/100 ≤ 給与 &lt; W×80/100 のとき W×80/100 - 給与</li> <li>・0 ≤ 給与 &lt; W×60/100 のとき W×20/100</li> </ul>		<p><b>傷病特別給付金(年金)</b></p> <p>傷病補償年金の受給権者に支給する</p> <p>傷病補償年金額×20/100 (上限)</p> <table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>150万円×313/365</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>277/365</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>245/365</td> </tr> </table>		1級	150万円×313/365	2級	277/365	3級	245/365	<p><b>障害特別給付金</b></p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">〔年金〕</th> <th colspan="2">〔一時金〕</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(障害等級1級～7級)</th> <th colspan="2">(障害等級8級～14級)</th> </tr> <tr> <td colspan="2">障害補償年金額×20/100</td> <td colspan="2">障害補償一時金額×20/100</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(上限)</td> <td colspan="2">(上限)</td> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>150万円×313/365</td> <td>8級</td> <td>150万円×503/365</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>277/365</td> <td>9級</td> <td>391/365</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>245/365</td> <td>10級</td> <td>302/365</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>213/365</td> <td>11級</td> <td>223/365</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>184/365</td> <td>12級</td> <td>156/365</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>156/365</td> <td>13級</td> <td>101/365</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>131/365</td> <td>14級</td> <td>56/365</td> </tr> </table>		〔年金〕		〔一時金〕		(障害等級1級～7級)		(障害等級8級～14級)		障害補償年金額×20/100		障害補償一時金額×20/100		(上限)		(上限)		1級	150万円×313/365	8級	150万円×503/365	2級	277/365	9級	391/365	3級	245/365	10級	302/365	4級	213/365	11級	223/365	5級	184/365	12級	156/365	6級	156/365	13級	101/365	7級	131/365	14級	56/365								
		1級	150万円×313/365																																																														
		2級	277/365																																																														
3級	245/365																																																																
〔年金〕		〔一時金〕																																																															
(障害等級1級～7級)		(障害等級8級～14級)																																																															
障害補償年金額×20/100		障害補償一時金額×20/100																																																															
(上限)		(上限)																																																															
1級	150万円×313/365	8級	150万円×503/365																																																														
2級	277/365	9級	391/365																																																														
3級	245/365	10級	302/365																																																														
4級	213/365	11級	223/365																																																														
5級	184/365	12級	156/365																																																														
6級	156/365	13級	101/365																																																														
7級	131/365	14級	56/365																																																														
	支給金(見舞金)	<p><b>傷病特別支給金(一時金)</b></p> <p>傷病補償年金の受給権者に支給する</p> <table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>114万円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>100</td> </tr> </table>		1級	114万円	2級	107	3級	100	<p><b>障害特別支給金(一時金)</b></p> <p>障害補償の受給権者に支給する</p> <table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>342万</td> <td>8級</td> <td>65万円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>320</td> <td>9級</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>300</td> <td>10級</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>264</td> <td>11級</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>225</td> <td>12級</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>192</td> <td>13級</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>159</td> <td>14級</td> <td>8</td> </tr> </table>		1級	342万	8級	65万円	2級	320	9級	50	3級	300	10級	39	4級	264	11級	29	5級	225	12級	20	6級	192	13級	14	7級	159	14級	8																										
1級	114万円																																																																
2級	107																																																																
3級	100																																																																
1級	342万	8級	65万円																																																														
2級	320	9級	50																																																														
3級	300	10級	39																																																														
4級	264	11級	29																																																														
5級	225	12級	20																																																														
6級	192	13級	14																																																														
7級	159	14級	8																																																														
	援護金(生活援護)	<p><b>障害特別援護金(一時金)</b></p> <p>障害補償の受給権者に支給する</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">(公務災害)</th> <th colspan="2">(通勤災害)</th> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>1,540万</td> <td>1級</td> <td>915万円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>1,500</td> <td>2級</td> <td>885</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>1,460</td> <td>3級</td> <td>855</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>875</td> <td>4級</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>745</td> <td>5級</td> <td>445</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>615</td> <td>6級</td> <td>375</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>485</td> <td>7級</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td>320</td> <td>8級</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>9級</td> <td>250</td> <td>9級</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>10級</td> <td>195</td> <td>10級</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>11級</td> <td>145</td> <td>11級</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>12級</td> <td>105</td> <td>12級</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>13級</td> <td>75</td> <td>13級</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>14級</td> <td>45</td> <td>14級</td> <td>40</td> </tr> </table>				(公務災害)		(通勤災害)		1級	1,540万	1級	915万円	2級	1,500	2級	885	3級	1,460	3級	855	4級	875	4級	520	5級	745	5級	445	6級	615	6級	375	7級	485	7級	300	8級	320	8級	190	9級	250	9級	155	10級	195	10級	125	11級	145	11級	95	12級	105	12級	75	13級	75	13級	55	14級	45	14級	40
(公務災害)		(通勤災害)																																																															
1級	1,540万	1級	915万円																																																														
2級	1,500	2級	885																																																														
3級	1,460	3級	855																																																														
4級	875	4級	520																																																														
5級	745	5級	445																																																														
6級	615	6級	375																																																														
7級	485	7級	300																																																														
8級	320	8級	190																																																														
9級	250	9級	155																																																														
10級	195	10級	125																																																														
11級	145	11級	95																																																														
12級	105	12級	75																																																														
13級	75	13級	55																																																														
14級	45	14級	40																																																														

注：この表は、療養補償、介護補償及び葬祭補償を除く各種補償と、各種補償に関連して支給される福祉事業との関係を示したものである。

W：平均給与額

補償	<b>障害補償年金差額一時金</b>	<b>遺族補償</b>																																			
	<p>障害補償年金の受給権者が死亡し、既に支給された年金及び前払一時金の額が下の額に満たないとき、その差額を遺族に支給する。</p> <table border="0"> <tr> <td>1級</td><td>W×1,340</td> <td>6級</td><td>670</td> </tr> <tr> <td>2級</td><td>1,190</td> <td>7級</td><td>560</td> </tr> <tr> <td>3級</td><td>1,050</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>4級</td><td>920</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>5級</td><td>790</td> <td></td><td></td> </tr> </table>	1級	W×1,340	6級	670	2級	1,190	7級	560	3級	1,050			4級	920			5級	790			<p>公務又は通勤による災害で死亡した職員の遺族に支給する。</p> <table border="0"> <tr> <td>[年金]</td> <td>[一時金]</td> </tr> <tr> <td>遺族の人数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1人 W×153(42%)</td> <td>①死亡当時年金受給権者たる遺族がないとき</td> </tr> <tr> <td>&lt;55歳以上の妻等&gt;</td> <td>A W×1,000</td> </tr> <tr> <td>175(48%)</td> <td>B 700</td> </tr> <tr> <td>2人 201(55%)</td> <td>C 400</td> </tr> <tr> <td>3人 223(61%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4人以上 245(67%)</td> <td></td> </tr> </table> <p>〔遺族補償年金失権差額一時金〕 ②年金受給権者が失権し、他に年金受給権者がなく、かつ、既に支給された年金及び前払一時金の額が①の場合に支給される一時金の額に満たないとき、その差額を支給する。</p>	[年金]	[一時金]	遺族の人数		1人 W×153(42%)	①死亡当時年金受給権者たる遺族がないとき	<55歳以上の妻等>	A W×1,000	175(48%)	B 700	2人 201(55%)	C 400	3人 223(61%)		4人以上 245(67%)
1級	W×1,340	6級	670																																		
2級	1,190	7級	560																																		
3級	1,050																																				
4級	920																																				
5級	790																																				
[年金]	[一時金]																																				
遺族の人数																																					
1人 W×153(42%)	①死亡当時年金受給権者たる遺族がないとき																																				
<55歳以上の妻等>	A W×1,000																																				
175(48%)	B 700																																				
2人 201(55%)	C 400																																				
3人 223(61%)																																					
4人以上 245(67%)																																					
		<b>遺族補償年金前払一時金</b>																																			
		<p>以下のうち年金受給権者が選択した額</p> <table border="0"> <tr> <td>W×1,000日分</td> <td>W×400日分</td> </tr> <tr> <td>800日分</td> <td>200日分</td> </tr> <tr> <td>600日分</td> <td></td> </tr> </table>		W×1,000日分	W×400日分	800日分	200日分	600日分																													
W×1,000日分	W×400日分																																				
800日分	200日分																																				
600日分																																					
福祉事業	<b>障害差額特別給付金(一時金)</b>	<b>遺族特別給付金</b>																																			
	<p>・障害補償年金差額一時金の受給権者 ・障害補償年金前払一時金が生計維持関係にある遺族に支給されなければ障害補償年金差額一時金を受け取る権利を有することとなるものに支給する。</p> <p><math>\left( \begin{array}{l} \text{障害補償年金} \\ \text{差額一時金} \end{array} \right) \times 0.2 - \left( \begin{array}{l} \text{既に支給された特別給付金} \\ \text{額} \end{array} \right)</math></p>	<table border="0"> <tr> <td>[年金]</td> <td>[一時金]</td> </tr> <tr> <td>遺族補償年金額×20/100</td> <td>遺族補償一時金額×20/100</td> </tr> <tr> <td>(上限)</td> <td>(上限)</td> </tr> <tr> <td>1人150万円×153/365</td> <td>A 150万円×1,000/365</td> </tr> <tr> <td>&lt;55歳以上の妻又は障害の状態にある妻&gt;</td> <td>B 700/365</td> </tr> <tr> <td>175/365</td> <td>C 400/365</td> </tr> <tr> <td>2人 201/365</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3人 223/365</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4人以上 245/365</td> <td></td> </tr> </table> <p>〔一時金〕 ・遺族補償一時金②の受給権者 ・遺族補償年金前払一時金が生計維持関係にある遺族に支給されなければ②の遺族補償一時金を受け取る権利を有することとなるもの</p> <p>遺族補償一時金①×20/100-既に支給された特別給付金額</p>	[年金]	[一時金]	遺族補償年金額×20/100	遺族補償一時金額×20/100	(上限)	(上限)	1人150万円×153/365	A 150万円×1,000/365	<55歳以上の妻又は障害の状態にある妻>	B 700/365	175/365	C 400/365	2人 201/365		3人 223/365		4人以上 245/365																		
	[年金]	[一時金]																																			
遺族補償年金額×20/100	遺族補償一時金額×20/100																																				
(上限)	(上限)																																				
1人150万円×153/365	A 150万円×1,000/365																																				
<55歳以上の妻又は障害の状態にある妻>	B 700/365																																				
175/365	C 400/365																																				
2人 201/365																																					
3人 223/365																																					
4人以上 245/365																																					
		<b>遺族特別支給金(一時金)</b>																																			
	<p>(上限)</p> <table border="0"> <tr> <td>1級</td><td>150万円×1,340/365</td> </tr> <tr> <td>2級</td><td>1,190/365</td> </tr> <tr> <td>3級</td><td>1,050/365</td> </tr> <tr> <td>4級</td><td>920/365</td> </tr> <tr> <td>5級</td><td>790/365</td> </tr> <tr> <td>6級</td><td>670/365</td> </tr> <tr> <td>7級</td><td>560/365</td> </tr> </table>	1級	150万円×1,340/365	2級	1,190/365	3級	1,050/365	4級	920/365	5級	790/365	6級	670/365	7級	560/365	<table border="0"> <tr> <td>年金受給権者</td> <td>一時金受給権者</td> </tr> <tr> <td>300万円</td> <td>A 300万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B 210</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C 120</td> </tr> </table>	年金受給権者	一時金受給権者	300万円	A 300万円		B 210		C 120													
1級	150万円×1,340/365																																				
2級	1,190/365																																				
3級	1,050/365																																				
4級	920/365																																				
5級	790/365																																				
6級	670/365																																				
7級	560/365																																				
年金受給権者	一時金受給権者																																				
300万円	A 300万円																																				
	B 210																																				
	C 120																																				
		<b>遺族特別援護金(一時金)</b>																																			
	<p>年金受給権者(公務災害)</p> <p>1,860万円</p> <p>(通勤災害)</p> <p>1,055万円</p>	<table border="0"> <tr> <td>一時金受給権者(公務災害)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A</td><td>1,860万円</td> </tr> <tr> <td>B</td><td>1,302</td> </tr> <tr> <td>C</td><td>744</td> </tr> <tr> <td>(通勤災害)</td><td></td> </tr> <tr> <td>A</td><td>1,055万円</td> </tr> <tr> <td>B</td><td>740</td> </tr> <tr> <td>C</td><td>420</td> </tr> </table>	一時金受給権者(公務災害)		A	1,860万円	B	1,302	C	744	(通勤災害)		A	1,055万円	B	740	C	420																			
一時金受給権者(公務災害)																																					
A	1,860万円																																				
B	1,302																																				
C	744																																				
(通勤災害)																																					
A	1,055万円																																				
B	740																																				
C	420																																				

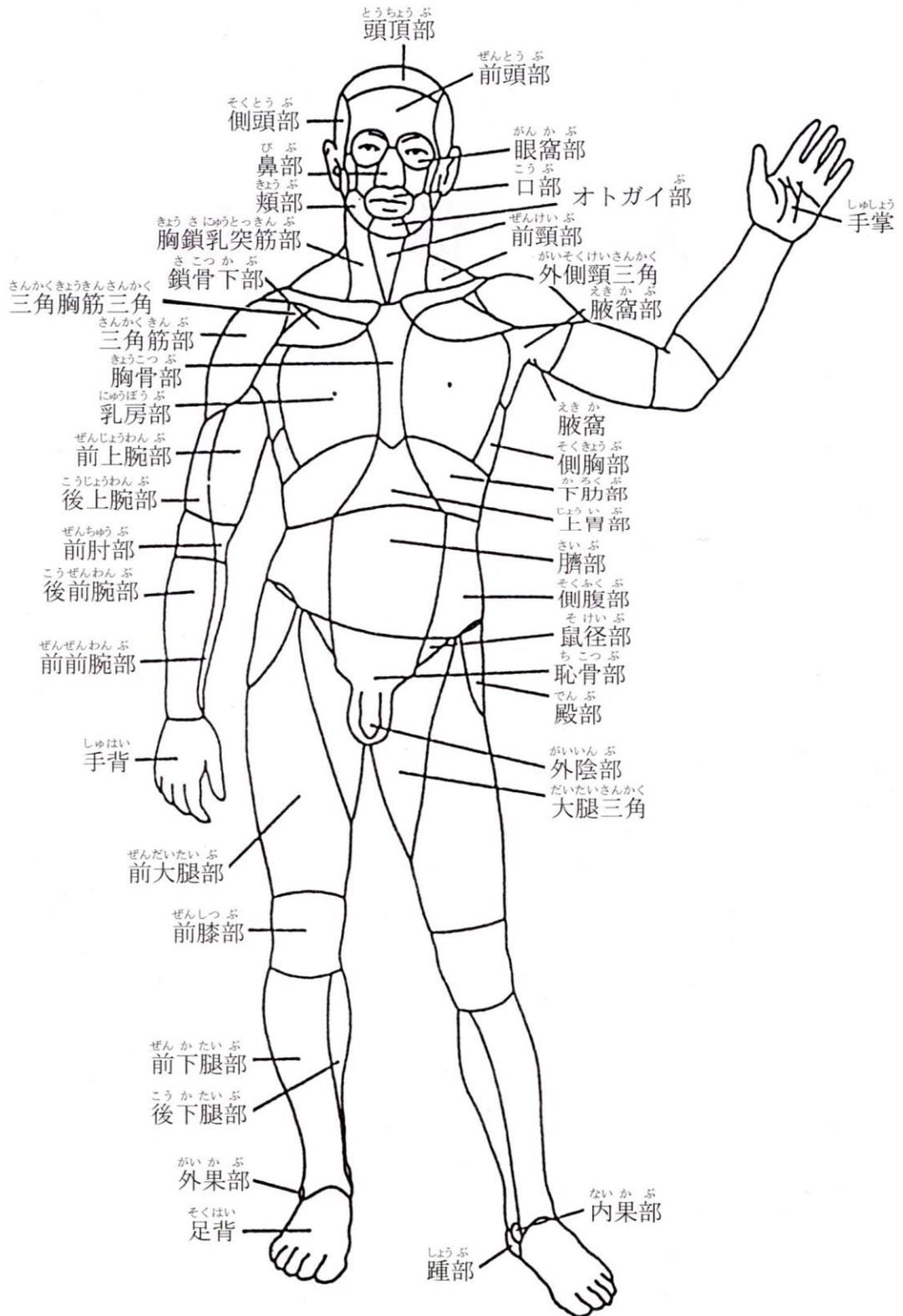
A：配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

B：A以外で生計維持関係にある18歳未満若しくは55歳以上又は障害の状態にある三親等内の親族

C：A、B以外で生計維持関係にあるもの

# 参考 人 体 図

## 身体の区分

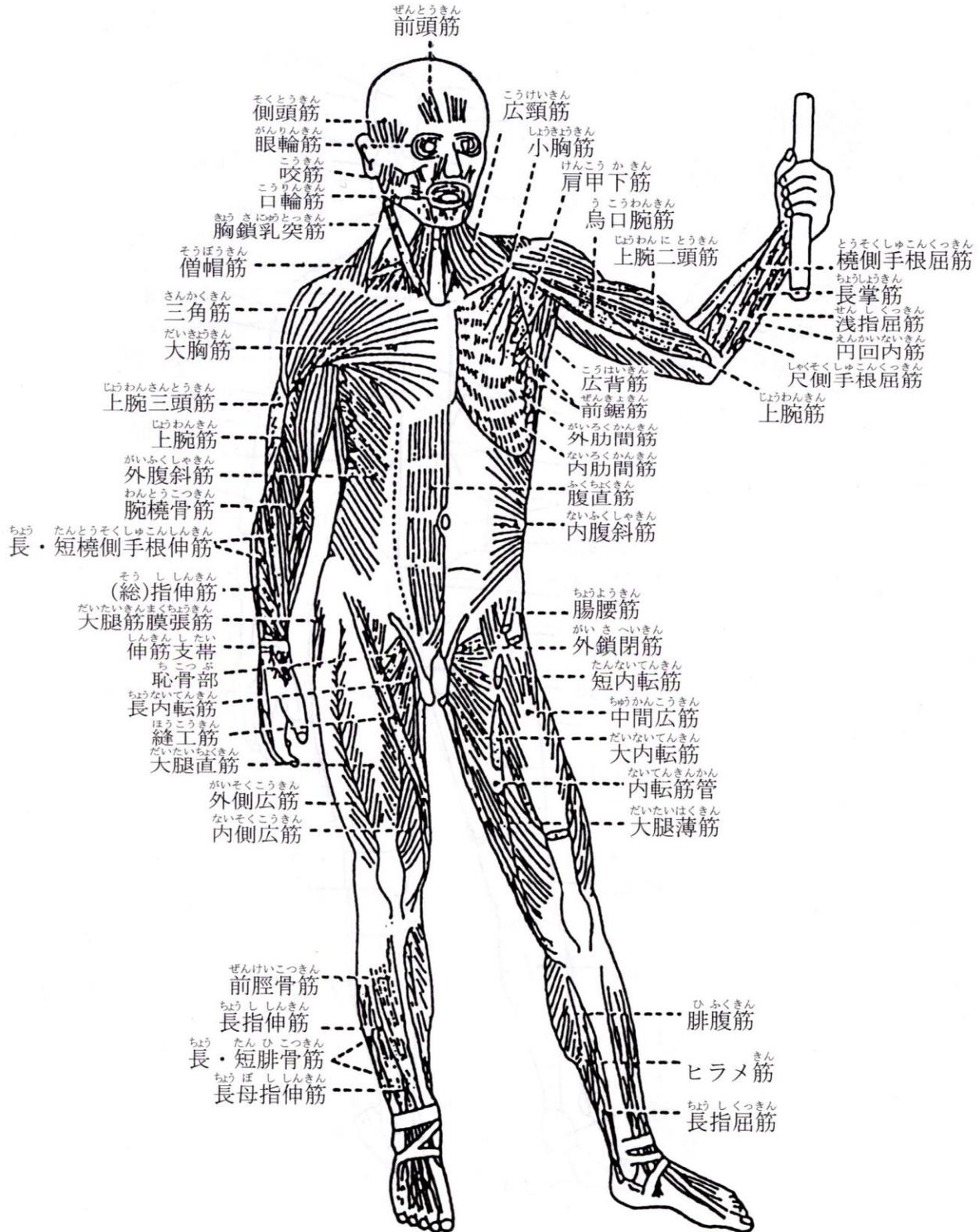


人体の部位 (前面)

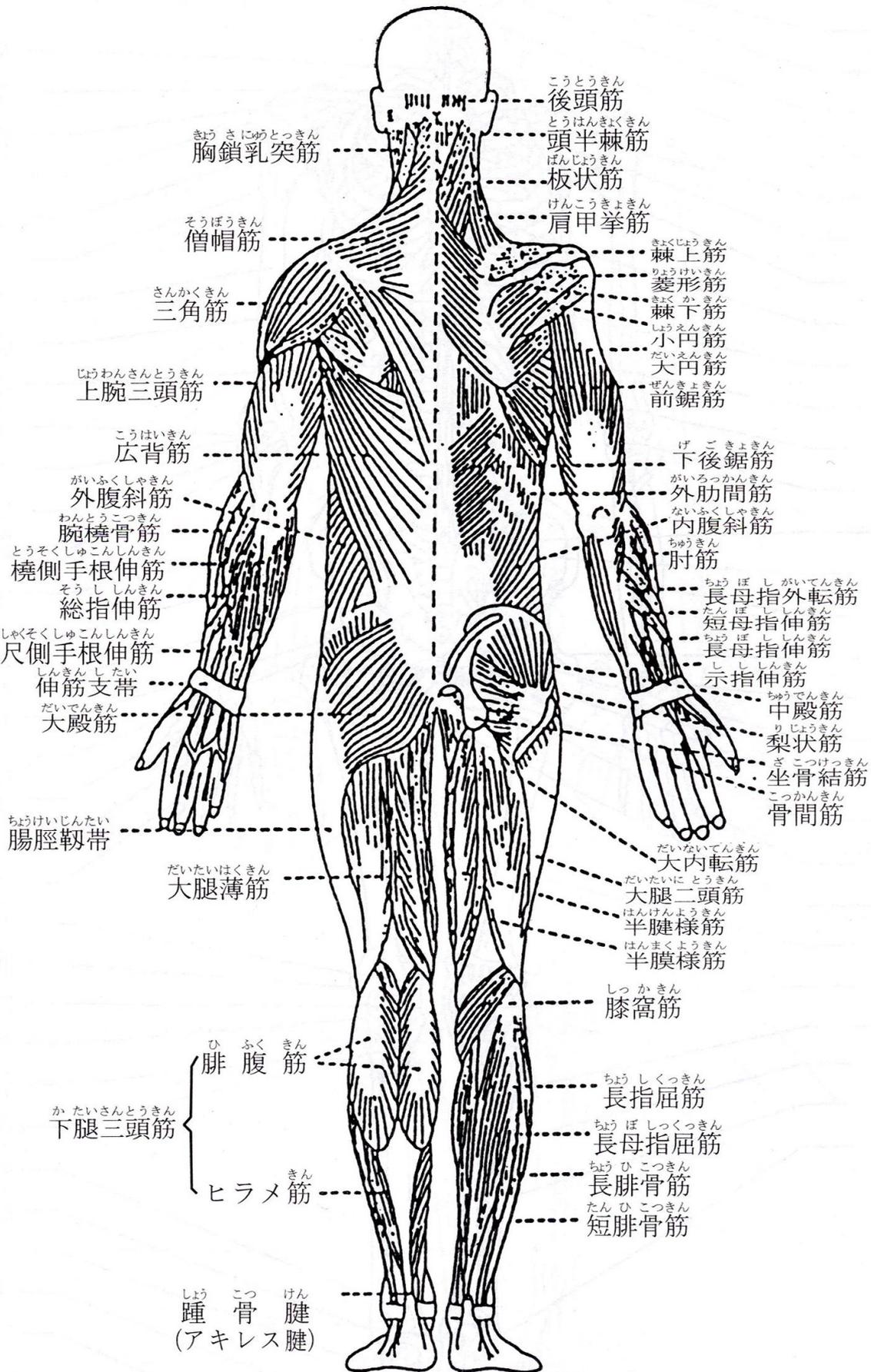


# 筋 群

## (前半身の筋肉)



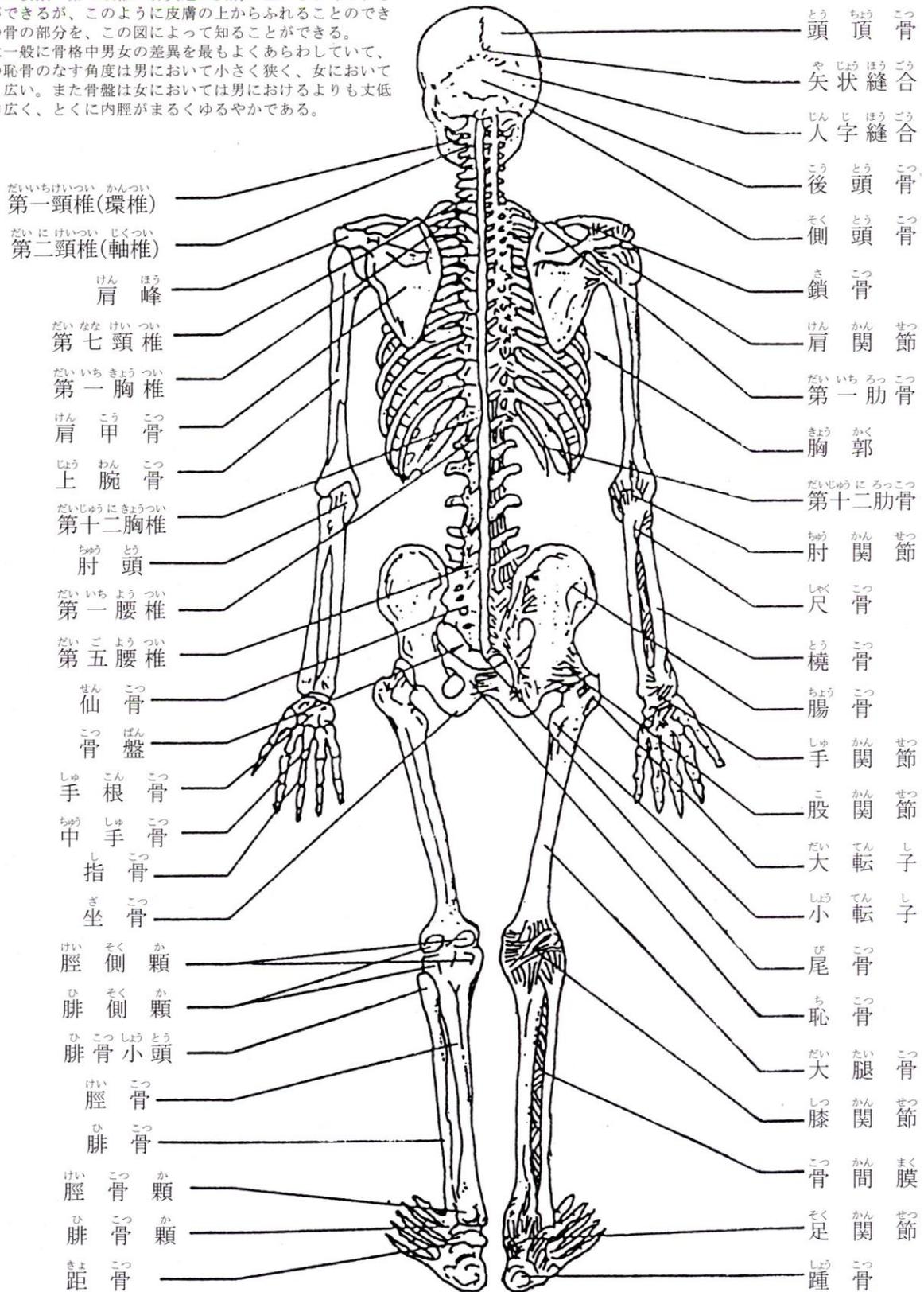
(後半身の筋肉)



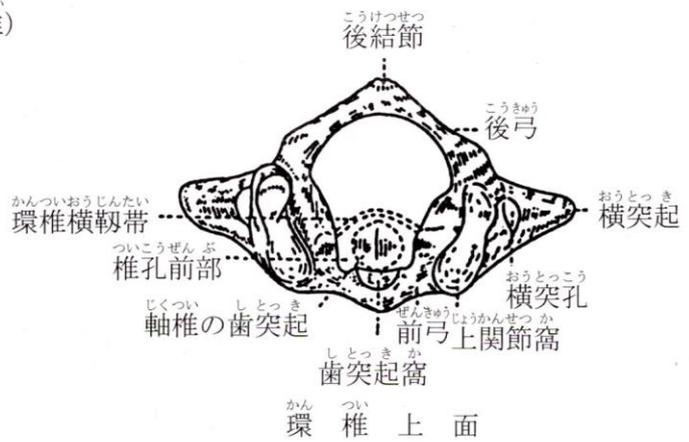
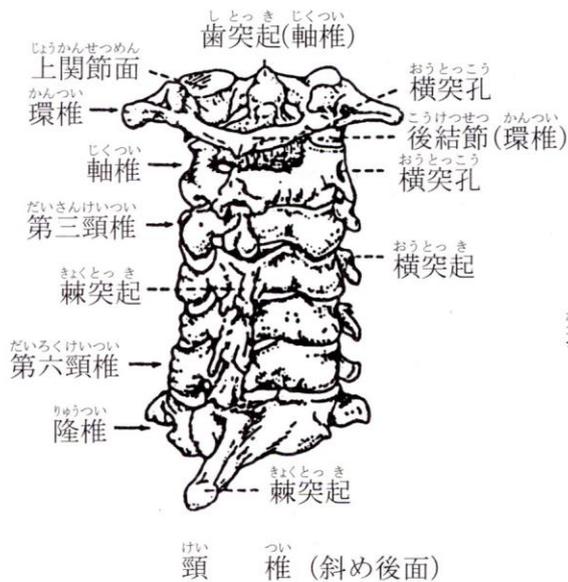
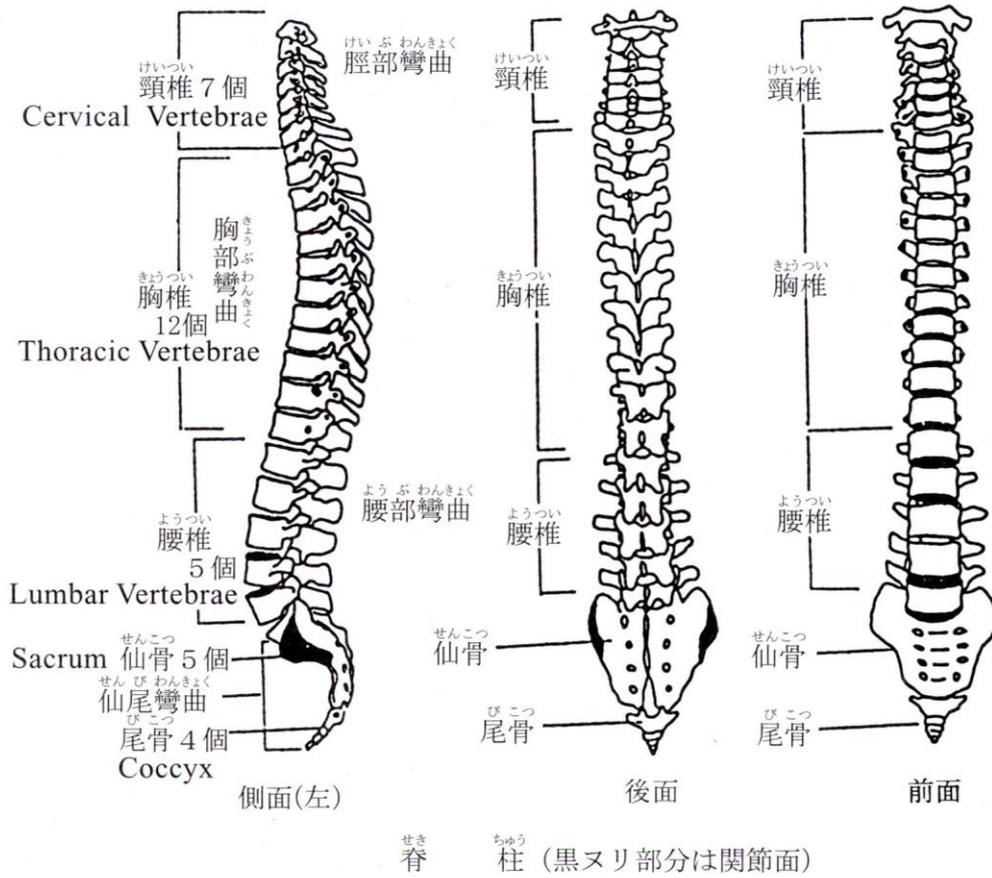


こつ かく けい ぜん けい こうめん  
骨 格 系 の 全 景 (後 面)

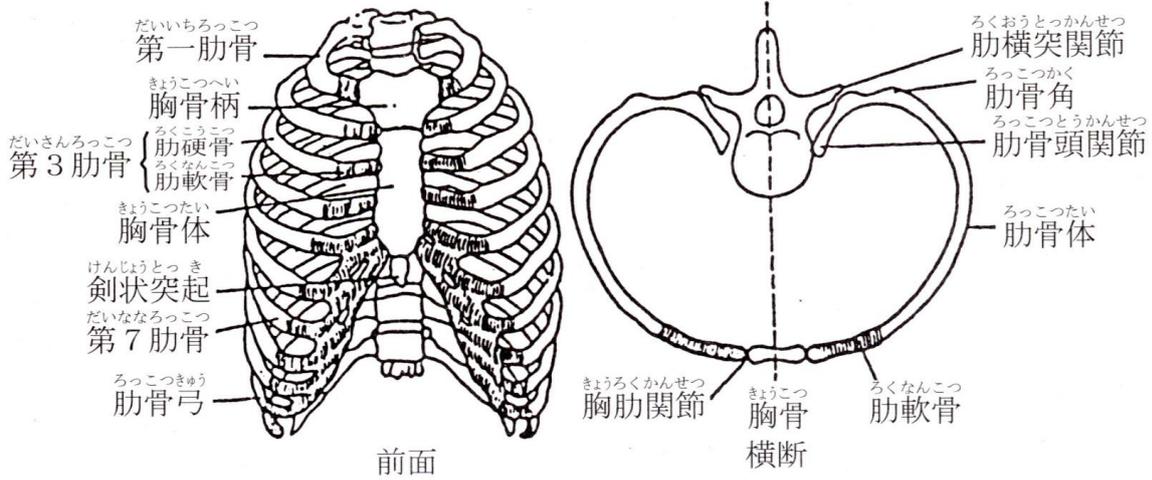
骨格系の後景 第七頸椎の棘突起は皮膚の上からよくふれることができるが、このように皮膚の上からふれることのできる他の骨の部分、この図によって知ることができる。骨盤は一般に骨格中男女の差異を最もよくあらわして、左右の恥骨のなす角度は男において小さく狭く、女において大きく広い。また骨盤は女においては男におけるよりも丈低く、巾広く、とくに内脛がまるくゆるやかである。



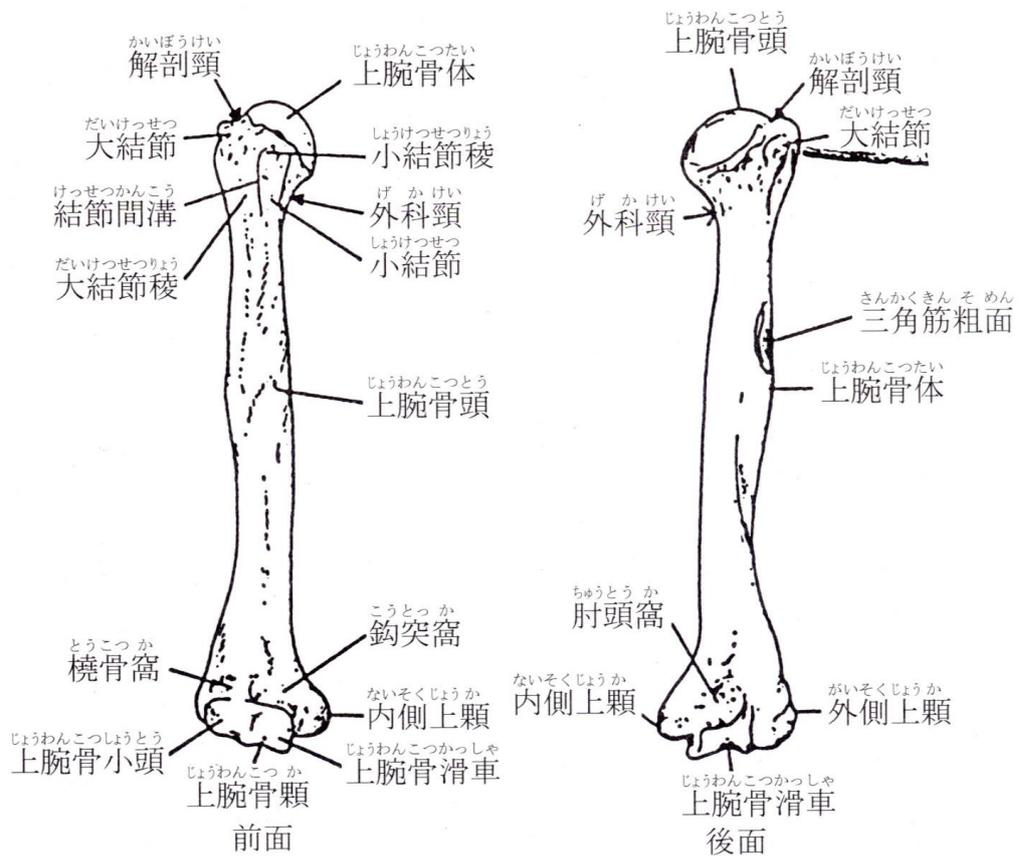
脊 柱



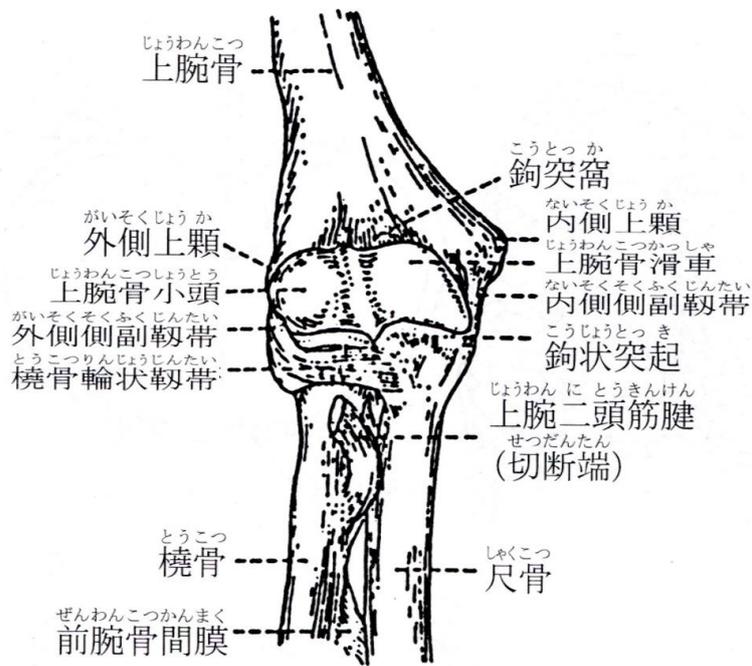
胸骨及び上肢骨



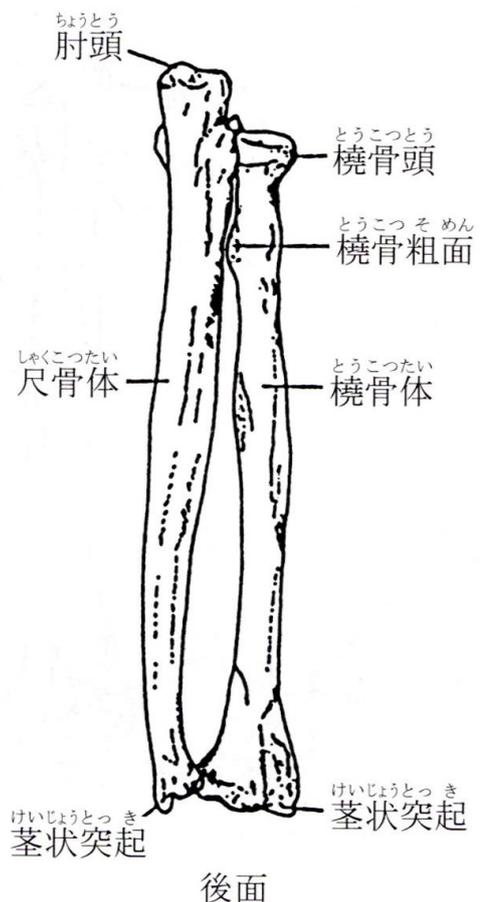
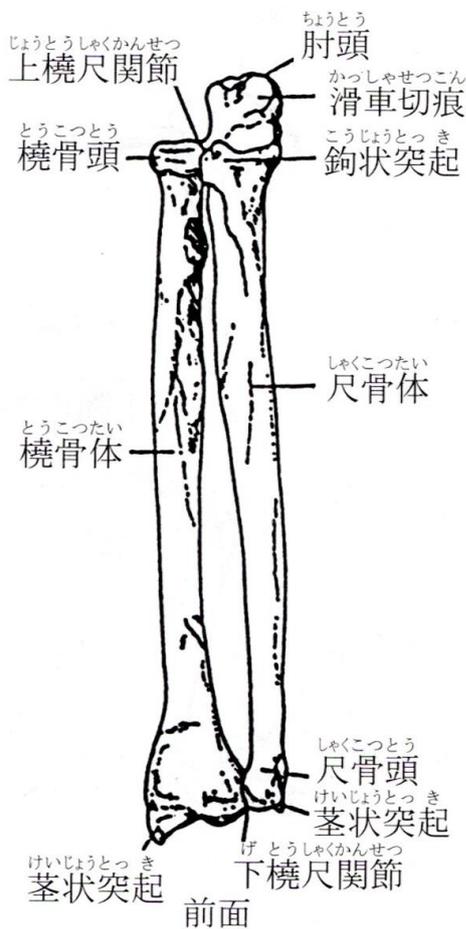
胸 郭



上 腕 骨 (右)

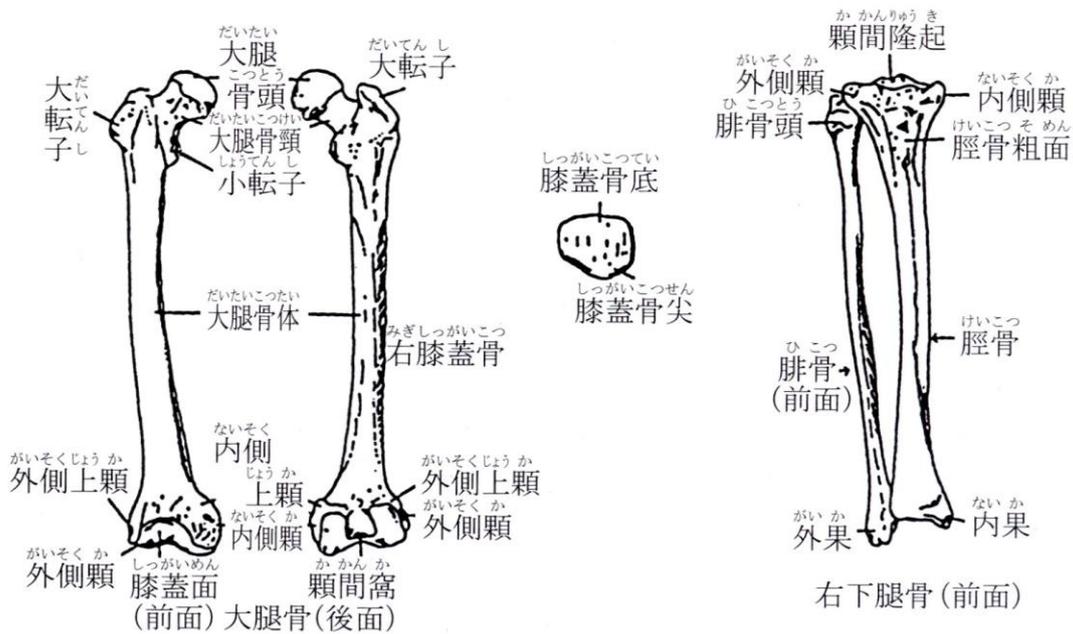
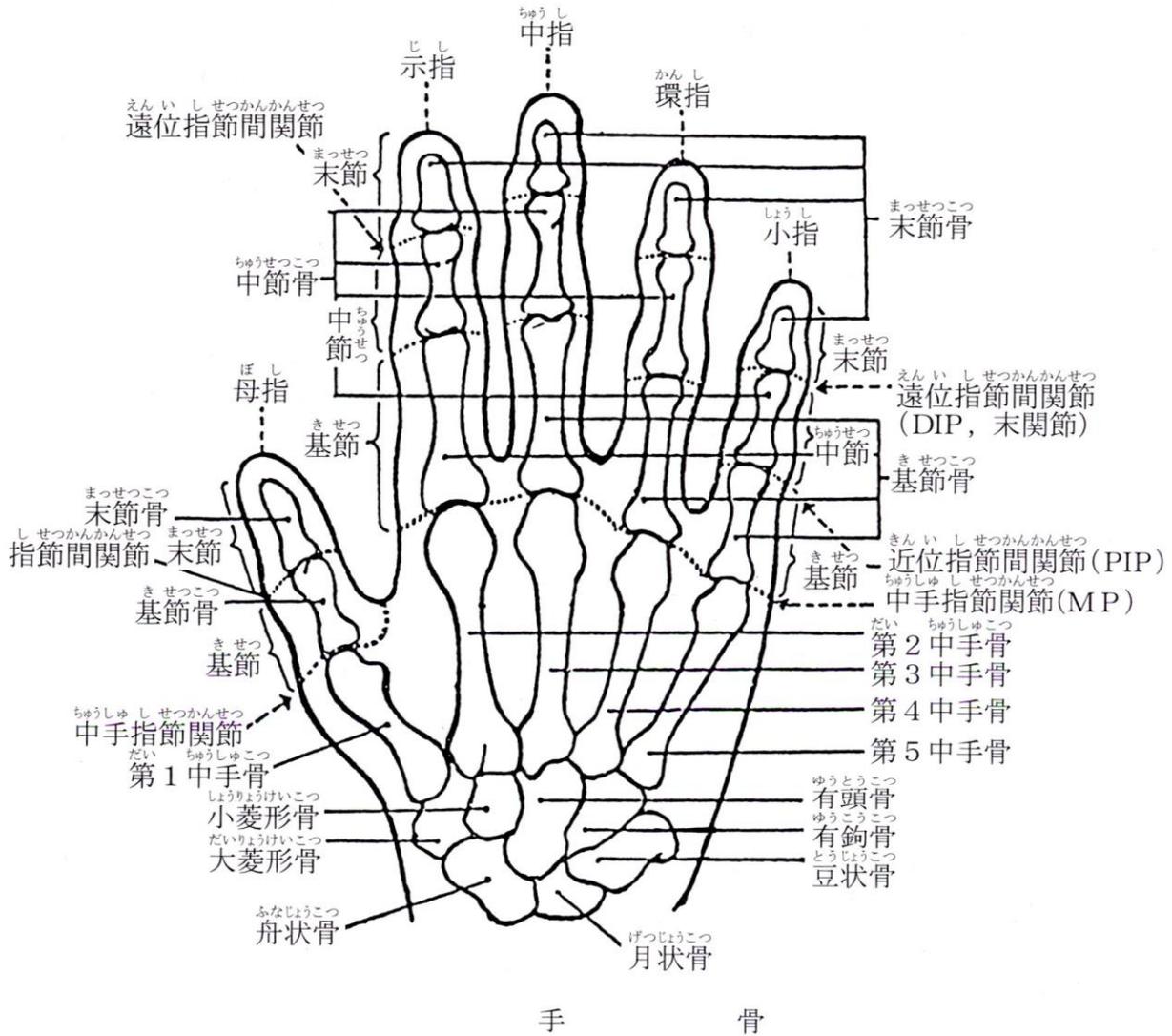


肘 関 節 (右掌側面)

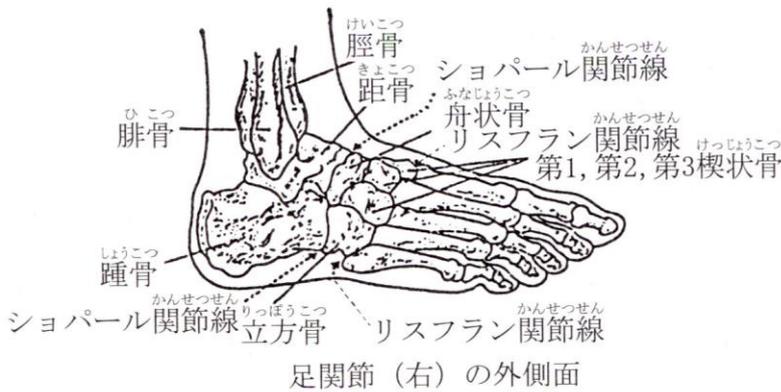
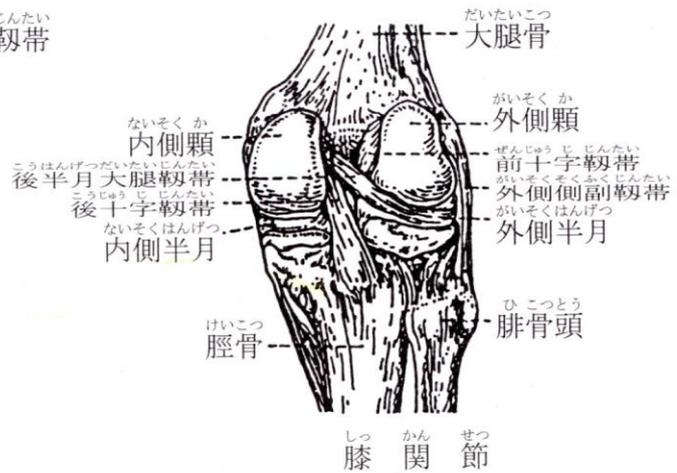


前 腕 骨 (右)

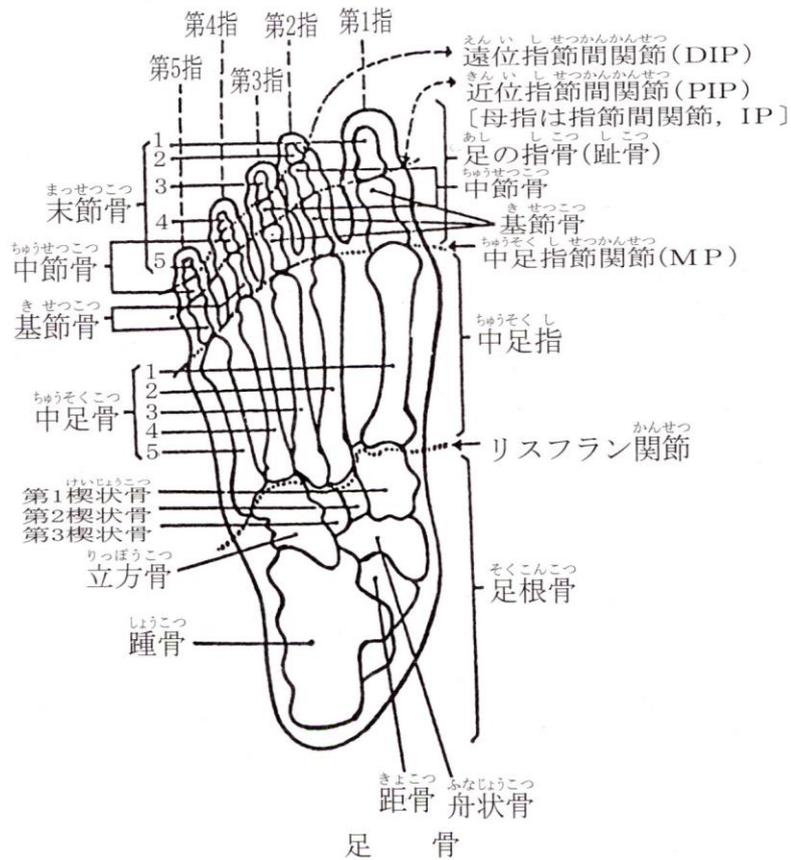
手の骨及び足の骨



大腿骨と下腿骨 (右)

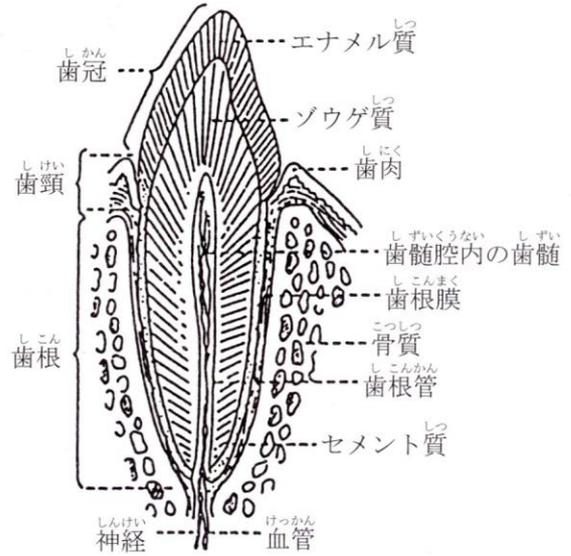
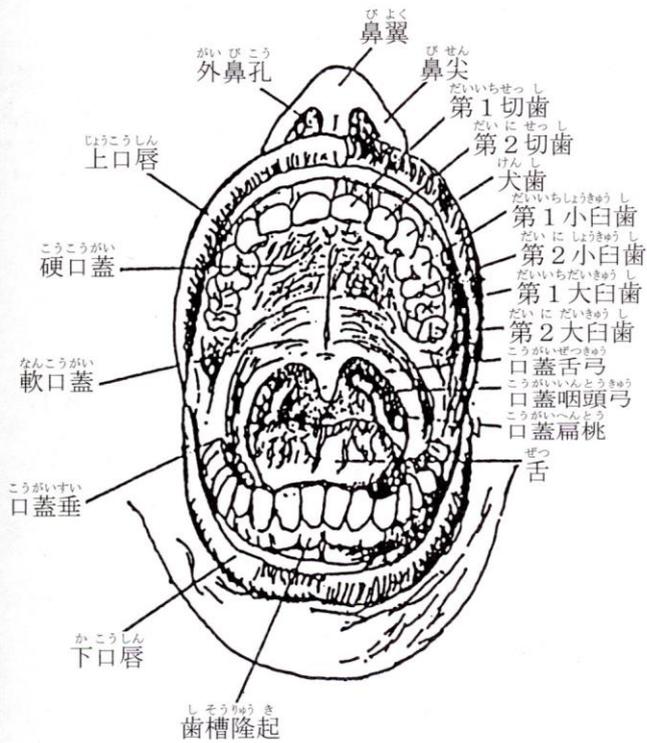


足関節 (右) の外側面



足 骨

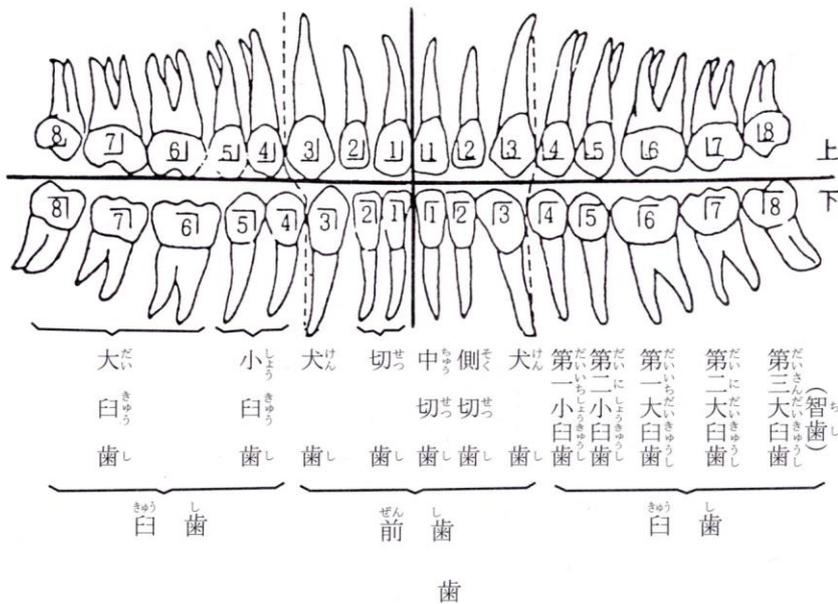
口 腔



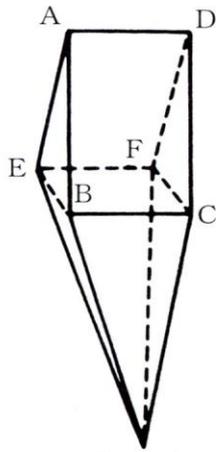
歯槽と歯の縦断面

口 腔

上下永久歯牙  
右 左

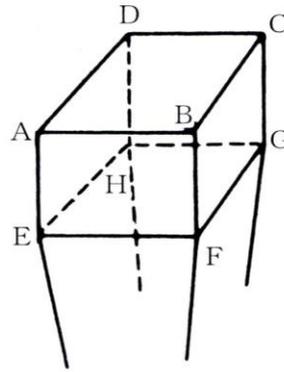


歯面図



前歯  
(唇側近心より見た図)

ABCD = 唇面  
AEFD = 舌面  
ABE = 近心面  
DCF = 遠心面



臼歯  
(頬側近心より見た図)

ABCD = 咬合面 (嚙面)  
ABFE = 頬面  
DCGH = 舌面 (口蓋面)  
BCGF = 近心面  
ADHE = 遠心面

32本の永久歯の歯列

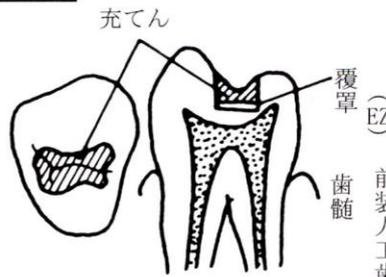


- 1 中切歯
- 2 側切歯
- 3 犬歯
- 4 第1小白歯
- 5 第2小白歯
- 6 第1大白歯
- 7 第2大白歯
- 8 第3大白歯 (智歯)

充填



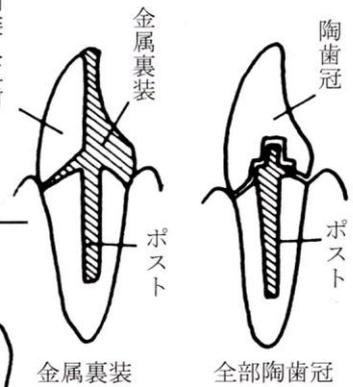
14 唇面 同縦断面



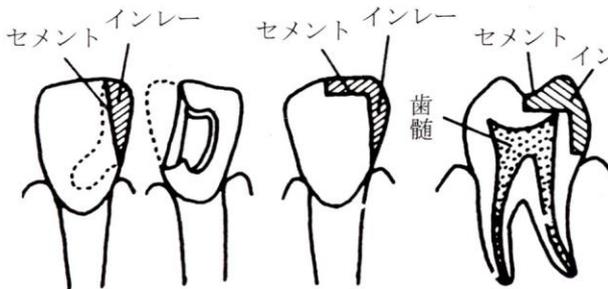
15 咬合面 同縦断面

歯冠継続歯

(1 縦断面—近心面から見た図)



インレー

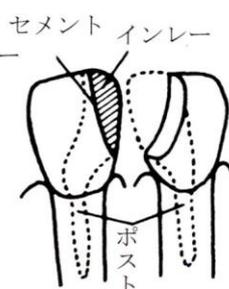


1 唇面 同舌面

1 唇面

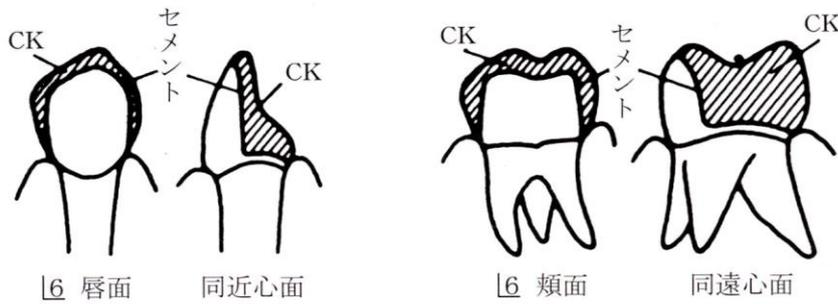
16 縦断面

ポストインレー

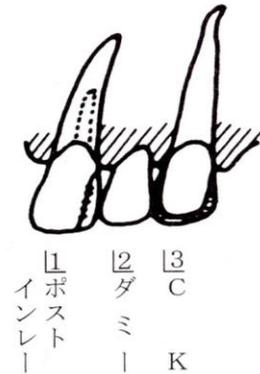


1 唇面 同舌面

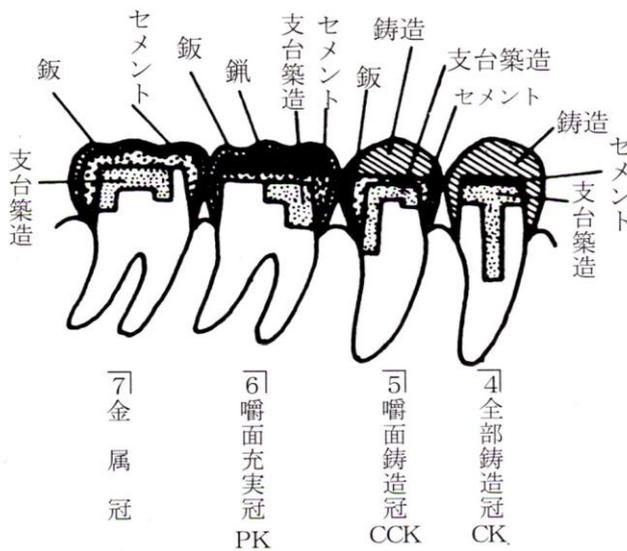
3/4 冠 (CK)



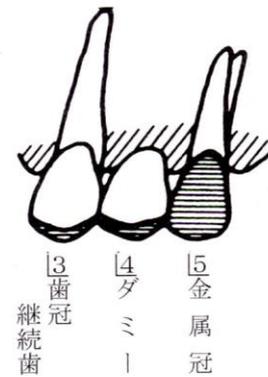
前歯部ブリッジ  
(唇 面)



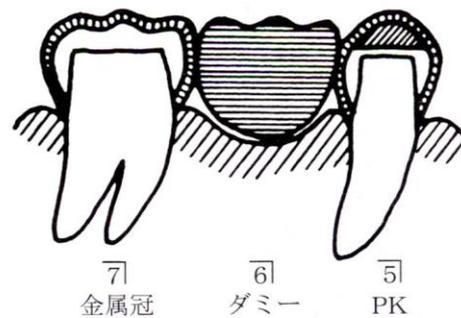
金 属 冠  
(縦断面-頬側から見た図)



前歯部~臼歯部ブリッジ  
(唇 頬 面)

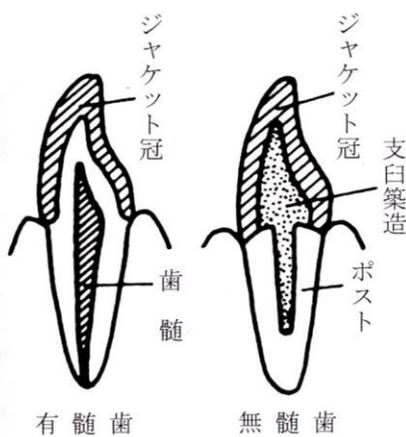


臼歯部ブリッジ  
(断 面)



ジャケット冠

(1 継続面-近心側から見た図)



ダ ミ ー  
(隣 接 面)

